

手配旅行取引条件説明書面
 (旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)
 (旅行業法第12条の5による契約書面)
 この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

「手配旅行契約」（以下「契約」といいます。）とは、当社が、旅行者（お客様）の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすることなどにより旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

担当者名 早川 隆
総合旅行業務取扱管理者 早川 隆
(一社)全国旅行業協会正会員